

○補助対象者（個人）

補助対象設備	補助対象者
太陽光発電設備 （住宅用）	次の要件を満たす者であること。 (1) 市内に住所（住民基本台帳に記録されている住所をいう。以下同じ。）を有し、又は補助事業の完了時において市内に住所を有する個人であって、自ら居住する住宅に補助対象設備を新たに設置するもの（住宅又は土地の所有者の同意を得て設置するものを含む。）又は建売住宅供給者等から市内に補助対象設備付き住宅を新たに購入する者 (2) 市税の滞納がない者 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者
蓄電池 （住宅用）	
宅配ボックス （住宅用）	
エネルギー管理システム （住宅用）	

○補助対象者（事業者）

補助対象設備	補助対象者
太陽光発電設備 （事業所用）	次の要件を満たす者であること。 (1) 中小企業者等（次に掲げるいずれか）に該当する者で、市内の事業所に補助対象設備を設置するもの。 ア 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第2項に規定する中小企業者等 イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する一般社団法人又は一般財団法人 ウ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)に規定する公益社団法人又は公益財団法人 エ 銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項の銀行、信用金庫法(昭和26年法律第238号)第2条に規定する信用金庫その他の金融に関する業務を行う者 オ 所得税法(昭和40年法律第33号)第143条の規定による青色申告を行っている者 カ その他市長が必要と認める者 (2) 市税の滞納がない者 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者
蓄電池 （事業所用）	
高効率空調設備 （事業所用）	
高効率照明機器 （事業所用）	